

令和6年5月5日

市野谷自治会員 各位

市野谷自治会  
会長 吉田 光宏

## 自治会費等のコンビニ収納導入について

市野谷自治会では、年々、会員の増加状況を踏まえ、下記に示すことを主な目的として、令和6年度より自治会費等の収納において、「コンビニ収納」を導入することとしましたので、お知らせいたします。

皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 目的

- (1) 自治会費等の収納において、班長と会員間において直接現金を扱わないようにすること
- (2) 自治会費等の収納において、自治会員全員の集金に係る負担を減らすこと

#### 2 コンビニ収納の内容

- (1) 年一回、自治会費等をコンビニで収納できる収納用紙を各会員に配布します。  
各会員は、各自都合の良い時にコンビニで自治会費等を収納することができます。  
コンビニ収納導入に伴う、追加の個人負担は、ありません。  
この収納用紙は、全国のほぼ全ての主要なコンビニにおいて使用できます。
- (2) 収納金額は、1年間分として4,200円となります。  
(自治会費3,600円、消防費600円)  
1年間分としましたのは、過年度において殆どの方々が、1年分を1回として支払っていることやコンビニ収納に係る経費を考慮した次第です。

#### 3 収納期限

- (1) **2024年7月31日まで**  
※期限を過ぎると収納ができなくなりますのでご注意ください。  
※もし収納用紙を紛失したり、収納期限超過などによりコンビニ収納ができなかった方、現金でお支払いを希望される方は、市野谷自治会の会計担当役員までご連絡ください。

会計担当役員

小嶋 正博 電話番号 070-2610-7280  
メール info@ichinoya-jichikai.com